

魚津市告示第104号

魚津市こども食堂開設支援事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市こども食堂開設支援事業補助金交付要綱（平成30年魚津市告示第127号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月23日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前										
<p style="text-align: center;"><u>魚津市こども食堂応援事業補助金交付要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21号の規定に基づき、<u>魚津市こども食堂応援事業補助金</u>（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「<u>こども</u>」とは、おおむね18歳未満の者をいう。</p> <p>(2) 「<u>こども食堂</u>」とは、次に掲げる活動を事前に策定した活動計画に基づき、1年を越えて継続して実施する計画があるものをいう。</p> <p>ア <u>こども</u>を対象として、無料又は低額（材料費に係る実費相当額とする。）により栄養バランスのとれた食事を提供すること。</p> <p>イ 前号の食事の提供とともに、<u>こども</u>同士の交流活動、<u>こども</u>による体験活動、<u>こども</u>の学習支援等の<u>こども</u>の居場所づくりを行うこと。</p> <p>(事業の実施)</p> <p>第3条 市長は、<u>こども</u>たちが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに育つことができる地域づくりを推進するため、<u>こども食堂を開設し、運営する者</u>に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助対象経費等)</p> <p>第5条 補助金は、こども食堂の開設及び運営に要する経費に対し交付し、補助対象経費、補助金の額及び限度額は、次のとおりとする。ただし、補助対象者が消費税課税事業者である場合は、補助対象経費から消費税仕入控除税額を控除した額を補助対象経費とする。</p> <table border="1" data-bbox="138 1358 1093 1476"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助金の額及び限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 開設経費 支援</td> <td><u>こども食堂事業の開設及び初期の運営に必要な次の経費</u></td> <td>補助対象経費の実支出 合計額から寄付金その</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助対象経費	補助金の額及び限度額	1 開設経費 支援	<u>こども食堂事業の開設及び初期の運営に必要な次の経費</u>	補助対象経費の実支出 合計額から寄付金その	<p style="text-align: center;"><u>魚津市こども食堂開設支援事業補助金交付要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21号の規定に基づき、<u>魚津市こども食堂開設支援事業補助金</u>（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「<u>子ども</u>」とは、おおむね18歳未満の者をいう。</p> <p>(2) 「<u>こども食堂</u>」とは、次に掲げる活動を事前に策定した活動計画に基づき、1年を越えて継続して実施する計画があるものをいう。</p> <p>ア <u>子ども</u>を対象として、無料又は低額（材料費に係る実費相当額とする。）により栄養バランスのとれた食事を提供すること。</p> <p>イ 前号の食事の提供とともに、<u>子ども</u>同士の交流活動、<u>子ども</u>による体験活動、<u>子ども</u>の学習支援等の<u>子ども</u>の居場所づくりを行うこと。</p> <p>(事業の実施)</p> <p>第3条 市長は、<u>子ども</u>達が生まれ育った環境に左右されることなく健やかに育つことができる地域づくりを推進するため、<u>こども食堂を開設する者</u>に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。</p> <p>2 前項の補助金の交付は、同一者につき1回とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助対象経費等)</p> <p>第5条 補助金は、こども食堂の開設及び運営に要する経費に対し交付し、補助対象経費、補助金の額及び限度額は、次のとおりとする。ただし、補助対象者が消費税課税事業者である場合は、補助対象経費から消費税仕入控除税額を控除した額を補助対象経費とする。</p> <table border="1" data-bbox="1146 1358 2101 1476"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助金の額及び限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>調理器具購入費</u> <u>家具購入費</u></td> <td>補助対象経費の実支出合計額 から寄付金その他の収入額を</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助金の額及び限度額	<u>調理器具購入費</u> <u>家具購入費</u>	補助対象経費の実支出合計額 から寄付金その他の収入額を
区分	補助対象経費	補助金の額及び限度額									
1 開設経費 支援	<u>こども食堂事業の開設及び初期の運営に必要な次の経費</u>	補助対象経費の実支出 合計額から寄付金その									
補助対象経費	補助金の額及び限度額										
<u>調理器具購入費</u> <u>家具購入費</u>	補助対象経費の実支出合計額 から寄付金その他の収入額を										

改正後			改正前	
	<ul style="list-style-type: none"> ・調理器具購入費 ・家具購入費 ・食器購入費 ・食品衛生責任者講習会受講料 ・広告宣伝費 ・保険料 ・会場借上料 	他の収入額を控除した額とし、20万円を上限とする。	<ul style="list-style-type: none"> 食器購入費 食品衛生責任者講習会受講料 広告宣伝費 保険料 会場借上料 	控除した額とし、20万円を上限とする。
2 開設初年度の運営費支援	開設初年度の運営に必要な次の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・食材費 ・光熱水費 	補助対象経費の実支出合計額から寄付金その他の収入額を控除した額とし、6万円を上限とする。		
3 開設から2年目以降の運営費支援	開設から2年目以降の運営に必要な次の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・調理器具購入費 ・家具購入費 ・食器購入費 ・広告宣伝費 ・保険料 ・会場借上料 ・食材費 ・光熱水費 	補助対象経費の実支出合計額から寄付金その他の収入額を控除した額とし、6万円を上限とする。		
2 (略) (交付申請)	第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、 <u>魚津市子ども食堂応援事業補助金交付申請書</u> （様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。 (1) - (4) (略) (交付決定)	第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、 <u>魚津市子ども食堂応援事業補助金交付（不交付）決定通</u>	2 (略) (交付申請)	第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、 <u>魚津市子ども食堂開設支援事業補助金交付申請書</u> （様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。 (1) - (4) (略) (交付決定)
	第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、 <u>魚津市子ども食堂開設支援事業補助金交付（不交付）決</u>			

改正後	改正前
<p>知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>第8条・第9条（略）</p> <p>（事業に関わる留意事項）</p> <p>第10条 補助事業者は、補助金に係る事業の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） <u>こども食堂</u>となる場所の設備、周囲の環境及び開設時間が、<u>こども</u>にとって適切となるよう配慮すること。</p> <p>（4） <u>多くのこども</u>が参加できるように適切な広報を行い、補助事業者の関係者の子どものみが参加することのないようにすること。</p> <p>（5） 1回の活動につき、補助事業者の関係者の<u>こども</u>を除いて5世帯以上の<u>こども</u>が利用できるよう努めること。</p> <p>（6）・（7）（略）</p> <p>（概算払請求）</p> <p>第11条 補助事業者は、<u>魚津市こども食堂応援事業補助金概算払請求書</u>（様式第4号）により、補助金の概算払を請求することができる。</p> <p>（実施状況の報告）</p> <p>第12条 補助事業者は、補助金に係る事業の実施期間及び以後5年間において、事業の参加人数、活動内容等を、市長が指定する日までに、<u>魚津市こども食堂応援事業実施状況報告書</u>（様式第5号）及び<u>こども食堂開設実績</u>（様式第6号）により市長に報告しなければならない。<u>ただし、第5条の表に掲げる区分のうち、開設経費支援として補助した場合に限る。</u></p> <p>（実績報告）</p> <p>第13条 補助事業者は、補助金に係る事業が完了したときは、<u>魚津市こども食堂応援事業補助金実績報告書</u>（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。</p> <p>（1）－（5）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（補助金額の確定）</p>	<p><u>定通知書</u>（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>第8条・第9条（略）</p> <p>（事業に関わる留意事項）</p> <p>第10条 補助事業者は、補助金に係る事業の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） <u>こども食堂</u>となる場所の設備、周囲の環境及び開設時間が、<u>子ども</u>にとって適切となるよう配慮すること。</p> <p>（4） <u>多くの子ども</u>が参加できるように適切な広報を行い、補助事業者の関係者の子どものみが参加することのないようにすること。</p> <p>（5） 1回の活動につき、補助事業者の関係者の<u>子ども</u>を除いて5世帯以上の<u>子ども</u>が利用できるよう努めること。</p> <p>（6）・（7）（略）</p> <p>（概算払請求）</p> <p>第11条 補助事業者は、<u>魚津市こども食堂開設支援事業補助金概算払請求書</u>（様式第4号）により、補助金の概算払を請求することができる。</p> <p>（実施状況の報告）</p> <p>第12条 補助事業者は、補助金に係る事業の実施期間及び以後5年間において、事業の参加人数、活動内容等を、市長が指定する日までに、<u>魚津市こども食堂開設支援事業実施状況報告書</u>（様式第5号）及び<u>こども食堂開設実績</u>（様式第6号）により市長に報告しなければならない。</p> <p>（実績報告）</p> <p>第13条 補助事業者は、補助金に係る事業が完了したときは、<u>魚津市こども食堂開設支援事業補助金実績報告書</u>（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。</p> <p>（1）－（5）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（補助金額の確定）</p>

改正後	改正前
<p>第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、事業の成果が交付決定内容に適合しているか審査し、適合すると認めるときは、補助金額を確定し、<u>魚津市子ども食堂応援事業補助金の額の確定通知書</u>（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。</p>	<p>第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、事業の成果が交付決定内容に適合しているか審査し、適合すると認めるときは、補助金額を確定し、<u>魚津市子ども食堂開設支援事業補助金の額の確定通知書</u>（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。</p>
<p>（補助金の交付）</p>	<p>（補助金の交付）</p>
<p>第15条 市長は、<u>前条</u>の規定による補助金額の確定後、補助事業者からの<u>魚津市子ども食堂応援事業補助金交付請求書</u>（様式第10号）に基づき、補助金を交付するものとする。</p>	<p>第15条 市長は<u>前条</u>の規定による補助金額の確定後、補助事業者からの<u>魚津市子ども食堂開設支援事業補助金交付請求書</u>（様式第10号）に基づき、補助金を交付するものとする。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>第16条－第18条 （略）</p>	<p>第16条－第18条 （略）</p>
<p><u>附 則</u></p>	<p><u>附 則</u></p>
<p><u>（施行期日）</u></p>	<p>この告示は、公表の日から施行する。</p>
<p>1 この告示は、公表の日から施行する。</p>	
<p><u>（この告示の失効）</u></p>	
<p>2 <u>この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	
<p>様式第1号（第6条関係） 【別記1】</p>	<p>様式第1号（第6条関係） 【別記1】</p>
<p>様式第2号（第6条関係） 【別記2】</p>	<p>様式第2号（第6条関係） 【別記2】</p>
<p>様式第3号（第7条関係） 【別記3】</p>	<p>様式第3号（第7条関係） 【別記3】</p>
<p>様式第4号（第11条関係） 【別記4】</p>	<p>様式第4号（第11条関係） 【別記4】</p>
<p>様式第5号（第12条関係） 【別記5】</p>	<p>様式第5号（第12条関係） 【別記5】</p>
<p>様式第6号（第12条関係） 【別記6】</p>	<p>様式第6号（第12条関係） 【別記6】</p>
<p>様式第7号（第13条関係） 【別記7】</p>	<p>様式第7号（第13条関係） 【別記7】</p>
<p>様式第8号（第13条関係） 【別記8】</p>	<p>様式第8号（第13条関係） 【別記8】</p>
<p>様式第9号（第14条関係） 【別記9】</p>	<p>様式第9号（第14条関係） 【別記9】</p>

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地
名称及び代表者氏名年度魚津市こども食堂応援事業補助金交付申請書

年度において魚津市こども食堂応援事業を実施したいので、魚津市こども食堂応援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

内訳 (1) 開設経費支援 円

(2) 開設初年度の運営費支援 円

(3) 開設から2年目以降の運営費支援 円

2 関係書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 構成員の名簿（法人にあっては定款又は寄附行為の写し）

(3) 補助対象経費の内訳が把握できる書類

(4) その他参考資料

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 実施団体

ふりがな 実施団体名	
ふりがな 代表者氏名	
実施団体種別	
所在地	〒 電 話： F A X：
設立年月日	年 月 日
担当者連絡先	ふりがな 氏 名： 電 話： F A X： E-mail：
地域での活動実績	

2 こども食堂について

こども食堂の名称	
実施場所	
活用施設種類	
開始（予定）時期	年 月 日から
開催スケジュール	
対象地域	
1回当たりの利用者数 （見込み）	<u>こども</u> （高校生以下） 人 大人 人 ※ <u>こども</u> は団体の構成員の3親等以内の親族を除いた数
利用料（1食）	<u>こども</u> 円 大人 円
実施目的、運営方針	

居場所づくり活動の取組予定 ※本事業では、食事提供に併せて <u>こども</u> の交流活動、体験活動、学習支援等の居場所づくり活動を実施していただきます。		
運営体制（1回当たりのスタッフ数、責任者の配置等）		
衛生管理の体制		
安全対策・緊急時の対応		
<u>こども</u> の食物アレルギーや健康情報の確認		
アピールポイント （特徴、独自性、工夫点等）		
地域との連携体制		
補助金要望額	(1) <u>開設経費支援</u> <u>(上限20万円)</u>	
	(2) <u>開設初年度の運営費支援</u> <u>(上限6万円)</u>	
	(3) <u>開設から2年目以降の運営費支援</u> <u>(上限6万円)</u>	

3 補助金使途内訳

(1) 開設経費支援 (単位：円)

項 目	金 額	内 訳
<u>調理器具購入費</u>		
<u>家具購入費</u>		
<u>食器購入費</u>		
<u>食品衛生責任者講習会受講料</u>		
<u>広告宣伝費</u>		

保険料		
会場借上料		
計		

(2) 開設初年度の運営費支援 (単位：円)

項 目	金 額	内 訳
食材費		
光熱水費		
計		

(3) 開設から2年目以降の運営費支援 (単位：円)

項 目	金 額	内 訳
調理器具購入費		
家具購入費		
食器購入費		
広告宣伝費		
保険料		
会場借上料		
食材費		
光熱水費		
計		

※必要に応じ、参考資料を添付してください。

様式第3号（第7条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 所在地
名称及び代表者氏名 様

魚津市子ども食堂応援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市子ども食堂応援事業補助金について、魚津市子ども食堂応援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 交付の可否

交付します。

交付しません。

（交付しない理由）

2 交付決定額

金 円

年 月 日

魚津市長



様式第4号（第11条関係）

年 月 日

補助金概算払請求書

魚津市長

宛

補助事業者 所在地
名称及び代表者氏名

請求金額 金 円

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市こども食堂応援事業補助金について、魚津市こども食堂応援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

なお、次の口座に振込願います。

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード				店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏名							
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番号						

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

補助事業者 所在地
名称及び代表者氏名

年度魚津市こども食堂応援事業実施状況報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市こども食堂応援事業補助金の交付決定の通知のあった 年度魚津市こども食堂応援事業について、魚津市こども食堂応援事業補助金交付要綱第12条の規定により、その状況を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 こども食堂開催実績（様式第6号）
- 2 その他参考資料

様式第6号（第12条関係）

こども食堂開催実績

1 実施団体

実施団体名	
こども食堂の名称	
実施場所	

2 開催実績

※こどもは高校生以下

	開催日			居場所づくり活動の実施内容	実施による効果、課題等
	開催時間	～			
	責任者名				
	従事者数				
	参加者数				
	こども	大人	計		
	人	人	人		
	メニュー				
	開催日			居場所づくり活動の実施内容	実施による効果、課題等
	開催時間	～			
	責任者名				
	従事者数				
	参加者数				
	こども	大人	計		
	人	人	人		
	メニュー				
	開催日			居場所づくり活動の実施内容	実施による効果、課題等
	開催時間	～			
	責任者名				
	従事者数				
	参加者数				
	こども	大人	計		
	人	人	人		
	メニュー				
	開催日			居場所づくり活動の実施内容	実施による効果、課題等
	開催時間	～			
	責任者名				
	従事者数				
	参加者数				
	こども	大人	計		
	人	人	人		
	メニュー				

様式第7号（第13条関係）

魚津市長

宛

補助事業者 所在地
名称及び代表者氏名

年度魚津市こども食堂応援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定の通知があった魚津市こども食堂応援事業補助金について、魚津市こども食堂応援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績書（様式第8号）
- 2 領収書の写し
- 3 事業の実施状況がわかる写真
- 4 その他参考資料

様式第 8 号（第13条関係）

事業実績書

1 実施団体

ふりがな 実施団体名	
ふりがな 代表者氏名	
実施団体種別	
所在地	〒 電 話： F A X：
設立年月日	年 月 日
担当者連絡先	ふりがな 氏 名： 電 話： F A X： E-mail：

2 こども食堂について

こども食堂の名称	
実施場所	
活用施設種類	
開始時期	年 月 日から
開催実績	
対象地域	
年間の延べ利用者数	こども（高校生以下） 人 大人 人 ※こどもは団体の構成員の 3 親等以内の親族を除いた数
利用料（1食）	こども 円 大人 円

居場所作り活動の取組 実績	
実施の効果・反響	
実施に当たっての課 題・問題点	
今後の展開	

3 補助金使途内訳

(1) 開設経費支援

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
調理器具購入費		
家具購入費		
食器購入費		
食品衛生責任者講習会受講料		
広告宣伝費		
保険料		
会場借上料		
計		

(2) 開設初年度の運営費支援

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
食材費		
光熱水費		
計		

(3) 開設から2年目以降の運営費支援

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
調理器具購入費		
家具購入費		
食器購入費		
広告宣伝費		
保険料		
会場借上料		
食材費		
光熱水費		
計		

様式第9号（第14条関係）

魚津市指令 第 号
年 月 日

魚津市子ども食堂応援事業補助金の額の確定通知書

様

魚津市長



年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定を行った魚津市子ども食堂応援事業補助金については、魚津市子ども食堂応援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第10号（第15条関係）

年 月 日

補助金交付請求書

魚津市長

宛

補助事業者 所在地

名称及び代表者氏名

請求金額 金 _____ 円

年 月 日付け魚津市指令 第 号で額の確定を受けた魚津市
子ども食堂応援事業補助金について、魚津市子ども食堂応援事業補助金交付要綱
第15条の規定により、次のとおり請求します。

なお、次の口座に振込願います。

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所				
	金融機関コード					店舗コード				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ									
	氏名									
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番号								

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
名称及び代表者氏名

年度魚津市こども食堂開設支援事業補助金交付申請書

年度において魚津市こども食堂開設支援事業を実施したいので、魚津市こども食堂開設支援事業補助金 金 _____ 円を交付されるよう魚津市こども食堂開設支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 構成員の名簿（法人にあつては定款又は寄附行為の写し）
- 3 補助対象経費の内訳が把握できる書類
- 4 その他参考資料

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 実施団体

ふりがな 実施団体名	
ふりがな 代表者氏名	
実施団体種別	
所在地	〒 電 話： F A X：
設立年月日	年 月 日
担当者連絡先	ふりがな 氏 名： 電 話： F A X： E-mail：
地域での活動実績	

2 こども食堂について

こども食堂の名称	
実施場所	
活用施設種類	
開始（予定）時期	年 月 日から
開催スケジュール	
対象地域	
1回当たりの利用者数 （見込み）	<u>子ども</u> （高校生以下） 人 大人 人 ※ <u>子ども</u> は団体の構成員の3親等以内の親族を除いた数
利用料（1食）	<u>子ども</u> 円 大人 円
実施目的、運営方針	

居場所づくり活動の取組予定 ※本事業では、食事提供に併せて <u>子ども</u> の交流活動、体験活動、学習支援等の居場所づくり活動を実施していただきます。	
運営体制（1回当たりのスタッフ数、責任者の配置等）	
衛生管理の体制	
安全対策・緊急時の対応	
<u>子ども</u> の食物アレルギーや健康情報の確認	
アピールポイント （特徴、独自性、工夫点等）	
地域との連携体制	
補助金要望額 <u>（上限 20 万円）</u>	

3 補助金使途内訳

（単位：円）

<u>項 目</u>	<u>金額</u>	<u>内 訳</u>
調理器具購入費		
家具購入費		
食器購入費		
食品衛生責任者講習会の受講費用		
広告宣伝費		
保険料		
会場借上料		
計		

※必要に応じ、参考資料を添付してください。

様式第3号（第7条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 所在地
名称及び代表者氏名 様

魚津市子ども食堂開設支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市子ども食堂開設支援事業補助金について、魚津市子ども食堂開設支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 交付の可否

交付します。

交付しません。

（交付しない理由）

2 交付決定額

金 円

年 月 日

魚津市長

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

補助金概算払請求書

魚津市長 あて

補助事業者 所在地
名称及び代表者氏名 ㊟

請求金額 金 円

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市こども食堂開設支援事業補助金について、魚津市こども食堂開設支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のおり請求します。

なお、次の口座に振込願います。

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード				店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏名							
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番号						

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

補助事業者 所在地
名称及び代表者氏名

年度魚津市こども食堂開設支援事業実施状況報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市こども食堂開設支援事業補助金の交付決定の通知のあった 年度魚津市こども食堂開設支援事業について、魚津市こども食堂開設支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、その状況を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 こども食堂開催実績（様式第6号）
- 2 その他参考資料

様式第6号（第12条関係）

こども食堂開催実績

1 実施団体

実施団体名	
こども食堂の名称	
実施場所	

2 開催実績

※子どもは高校生以下

開催日			居場所づくり活動の実施内容	実施による効果、課題等
開催時間				
責任者名				
従事者数				
参加者数				
子ども	大人	計		
人	人	人		
メニュー				
開催日				
開催時間				
責任者名				
従事者数				
参加者数				
子ども	大人	計		
人	人	人		
メニュー				
開催日				
開催時間				
責任者名				
従事者数				
参加者数				
子ども	大人	計		
人	人	人		
メニュー				
開催日				
開催時間				
責任者名				
従事者数				
参加者数				
子ども	大人	計		
人	人	人		
メニュー				

様式第 7 号（第13条関係）

魚津市長

あて

補助事業者 所在地
名称及び代表者氏名

年度魚津市こども食堂開設支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定の通知があった魚津市こども食堂開設支援事業補助金について、魚津市こども食堂開設支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績書（様式第 8 号）
- 2 領収書の写し
- 3 購入した物品等の写真
- 4 事業の実施状況がわかる写真
- 5 その他参考資料

様式第 8 号（第13条関係）

事業実績書

1 実施団体

ふりがな 実施団体名	
ふりがな 代表者氏名	
実施団体種別	
所在地	〒 電 話： F A X：
設立年月日	年 月 日
担当者連絡先	ふりがな 氏 名： 電 話： F A X： E-mail：

2 こども食堂について

こども食堂の名称	
実施場所	
活用施設種類	
開始時期	年 月 日から
開催実績	
対象地域	
年間の延べ利用者数	子ども（高校生以下） 人 大人 人 ※子どもは団体の構成員の 3 親等以内の親族を除いた数
利用料（1食）	子ども 円 大人 円

居場所作り活動の取組 実績	
実施の効果・反響	
実施に当たっての課題・問題点	
今後の展開	

3 補助金使途内訳

(単位：円)

項 目	金額	内 訳
調理器具購入費		
家具購入費		
食器購入費		
食品衛生責任者講習会の受講費用		
広告宣伝費		
保険料		
会場借上料		
計		

様式第9号（第14条関係）

魚津市指令 第 号
年 月 日

魚津市子ども食堂開設支援事業補助金の額の確定通知書

様

魚津市長



年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定を行った魚津市子ども食堂開設支援事業補助金については、魚津市子ども食堂開設支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第10号（第15条関係）

年 月 日

補助金交付請求書

魚津市長 あて

補助事業者 所在地

名称及び代表者氏名 ㊟

請求金額 金 円

年 月 日付け魚津市指令 第 号で額の確定を受けた魚津市
こども食堂開設支援事業補助金について、魚津市こども食堂開設支援事業補助金
交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

なお、次の口座に振込願います。

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード				店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏名							
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番号						

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。